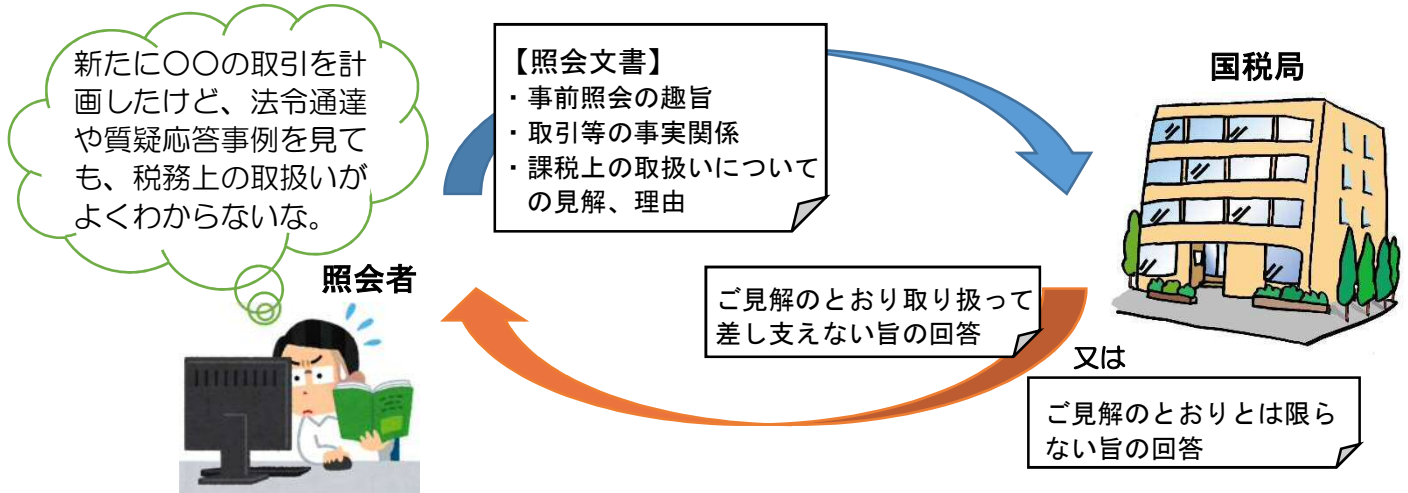


使ってみよう！文書回答手続

文書回答手続とは



国税局においては、納税者の方の個別の取引等に関する税務上の取扱いについて、申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）に照会（事前照会）していただいた場合に、文書により回答するサービスを実施しています。

照会及び回答の内容は、国税庁ホームページにて公表しています。

なお、ご照会内容等によって、審査の結果、文書回答の対象とならない場合があります。

国税局から文書により回答を受けることで、これから行う予定の取引等について税務上の取扱いが明確になります。

- ・ 適正な納税申告が可能になるとともに、税務調査に伴う争訟リスクが低減します。
- ・ その取引にかかる税金をあらかじめ考慮に入れて、安心して取引を行うことができます。
- ・ 取引等に係る税務上の取扱いについて取引先に説明する際に、国税局からの回答を活用することができます。
- ・ 国税庁ホームページに照会及び回答の内容が公表されることで、他の納税者の方々が同様の取引を行うことを計画した場合に、その取引等に関する税務上の取扱いについて予測可能性が向上します。



文書回答手続の対象となるもの

事前照会を行う方が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものについての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会が対象となります。

過去の文書回答事例

事例の詳細な内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ（文書回答事例） <http://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>】

法改正による新たな権利関係に関する課税関係についての照会に対する回答を行っています。

○ 職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて（名古屋国税局平成29年1月27日回答）

法人が、平成27年の特許法の改正において設けられた職務発明に係る特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入することとし、当該法人の職務発明規程等を改定した上で、職務発明を行った従業員等に対し、①出願補償金、②登録補償金、③実績補償金、④譲渡補償金を支給することとした場合、これらの各補償金について、支給を受けた従業員等における所得税の取扱いは、以下のとおり解して差し支えない旨など回答しました。

（1）所得区分：雑所得

（2）源泉徴収の要否等：不要

税制改正により創設された制度に関連する組織再編成に関する課税関係についての照会に対する回答を行っています。

○ 現物分配法人の株主が新株予約権を保有している場合の適格株式分配（適格スピノフ）該当性について（関東信越国税局令和元年5月31日回答）

現物分配法人の株主が現物分配の後にA社の新株予約権を行使する予定であり、A社の発行済株式の数が、当該現物分配の直前において当該現物分配法人が保有するA社の発行済株式の数よりも増加することとなる場合であっても、当該現物分配法人が当該現物分配の直前においてA社の発行済株式の全部を保有しており、その発行済株式の全部を当該現物分配により移転することから、当該現物分配は株式分配に該当し、また、この株式分配は、適格要件の全てに該当するとして、適格株式分配に該当するものと解して差し支えない旨回答しました。

企業の新たな取引に関して発生する課税関係についての照会に対する回答を行っています。

○ 暦年贈与サポートサービスを利用した場合の相続税法第24条の該当性について
(東京国税局平成28年3月30日回答)

金融機関が提供を予定している、その金融機関に普通預金口座を有する個人を対象として、贈与者・受贈者間の贈与契約書の作成及び預金の振替による財産の移転をサポートするサービスについて、このサービスを利用した贈与は、相続税法第24条に規定する「定期金給付契約に関する権利」の贈与に該当しないと解して差し支えない旨回答しました。

地方公共団体が住民等に交付する助成金の課税関係についての照会に対する回答を行っています。

○ 町が町内の私立保育所に勤務する保育士等に対して支給する助成金の課税上の取扱いについて (広島国税局平成30年5月28日回答)

A町が、子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する保育所のうち町内に所在する私立保育所に勤務する保育士等に対し、その保育士等が毎年3月1日に対象保育所に在籍し、一定の要件のもと継続して勤務している場合に支給するA町保育士等助成金は、雑所得に該当し、A町における源泉徴収は不要であると解して差し支えない旨回答しました。

次のような照会に対しても回答を行っています。

- ・ 新たな決済サービスを導入した小売店が作成する文書に対する印紙税の課税関係
- ・ 無償で支給される原材料を外国から輸入し、国内で半製品に加工して加工賃を受け取る取引における消費税の課税関係
- ・ 合併法人の株主に公益財団法人が含まれている場合の支配関係の判定



【文書回答手続の対象とならないものの例】

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係るもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの (例えば、法人税法上の役員の大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど)
- ④ 提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
- ⑤ その他、文書回答手続の対象として適切でないと認められるもの (詳細につきましては、受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁ホームページでご確認ください。)

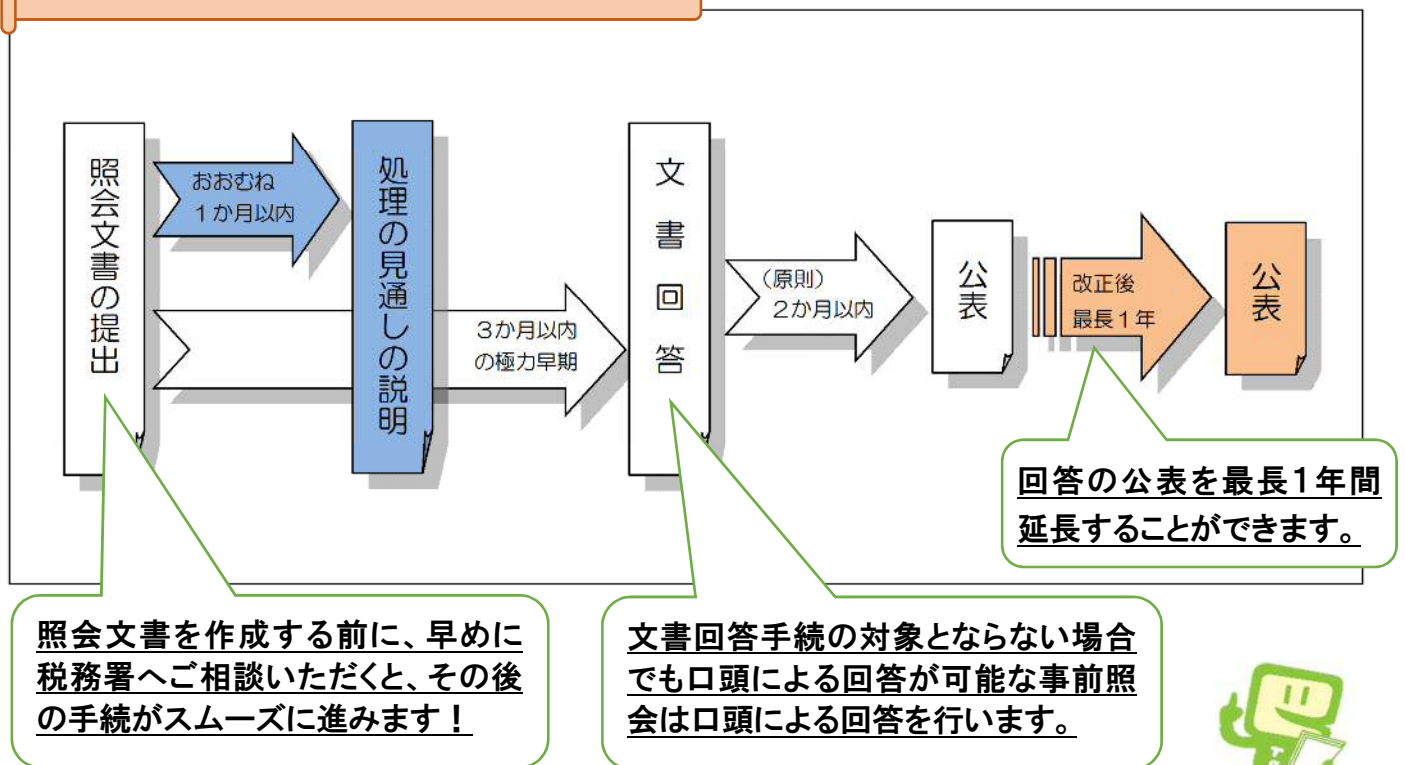
受付窓口

事前照会を行う方の納税地を所轄する税務署の担当部門（例えば、法人税は法人課税部門、所得税は個人課税部門、相続税は資産課税部門）が受付窓口になります。

ただし、次の事前照会については、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 国税局調査部（課）所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会
⇒ その法人を所管する国税局の調査審理課（調査管理課、調査課）
- (2) 酒税の事前照会
⇒ 製造場等の所在地を所轄する税務署（国税局所管の製造場等の場合は、国税局の酒税課）
- (3) 間接諸税（印紙税を除きます。）の事前照会
⇒ 製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

文書回答手順のタイムスケジュール



《ご留意いただきたい点》

- 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、（口頭回答を含め）回答は行われません。
- 文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が事前照会者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、事前照会に対する回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。
また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- 事前照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却されません。